

第9回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（河盛委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。

はじめに、日程第1、第9号議案「芦屋市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

社会教育室長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

河 盛 委 員) この審議会は定期的に行われているのか、それとも何か事案があったときにだけ開かれていますか。

社会教育室長) 定期的に行っておりまして、文化財の保護につきまして、いろいろ御意見を頂いております。

河 盛 委 員) 年に何回開催していますか。

社会教育室長) 年に2回から3回。コロナの関係がございましたので、2回の開催が多かったです。

教 育 長) 専門分野があると思うのですが、それぞれ専門分野はどのような分野でしょうか。

社会教育室長) 戸田先生は歴史関係、中江先生は建造物関係、原口先生は美術工芸学関係、西尾先生は民俗関係、森下先生が考古関係です。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採択いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第9号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、第10号議案「芦屋市青少年問題協議会委員の委
嘱又は任命について」を議題とします。

提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

市民公募は何人ぐらい応募があったのですか。

青少年愛護センター所長) 市民公募につきましては、今回3名の応募がございました。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第10号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 次に、日程第2、専決報告第37号「芦屋市立美術博物館
協議会委員の委嘱について」を議題とします。

提案説明を求めます。

社会教育室長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

河 盛 委 員) 今回の内容ではないですが、学校教育で教員が入っておられると思うのですが、よくあるのは校長や教頭が委員となっておられるのですが、この先生が入っているのは、特別な理由がございますでしょうか。

社会教育室長) 美術専科の先生で、子どもたちへ美術を教えているという立場であり、より身近に美術博物館と学校との連携などの観点から、校長や教頭ではなくて、美術専科の先生に参加していただいております。

河 盛 委 員) 分かりました。

極 楽 地 委 員) 前任の若林さん、本当にコミスクなどで御尽力いただいて、市や、ほかの地域にもいろいろと貢献いただいて、ありがたく感謝しております。みんなで思いを引き継いでいければと思います。よろしくをお願いします。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第37号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 続いて、専決報告第38号「芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の任命について」を議題とします。

提案説明を求めます。

社会教育室長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

<専決報告第38号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）>

教 育 長) 続いて、専決報告第39号「芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会設置規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長) <議案資料に基づき概略説明>

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

河 盛 委 員) 例えば、青少年問題協議会条例だと、同じ充て職でも関係行政機関の職員とか、そういう呼び名になっているのですが、この規則だけ具体的ですね。教育委員会教育部参事や、こども福祉部参事となぜこういう記載になっているのですか。行政の役職名が変わるとその都度改正しないといけない。これをもう少し抽象的にすることはできないのですか。

青少年愛護センター所長) できるだけ対象を特定するという事で、具体の役職名に現在しておるのですが、おっしゃっていただいているとおり、役職が変わると、その都度、規則改正を、人が変わらなくてもしなければいけないので、他の規則を参考に、組織改正の場合

は規則改正をしなくても対応できるように変更したいと、検討しているところです。

極楽地委員) 今のお話で、事務負担を職員の皆様にも軽減していただきたいと思うので、今、河盛委員おっしゃったとおり、負担を減らせられるように、変えるときに、ファジーにしていだけたらと思います。よろしく願いいたします。

教育長) 市長部局も同じようなことがあると思います。そこは市全体で統一して、対応ができたらと思いますので、それだけ申し添えておきます。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第39号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長) 閉会宣言